

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成19年9月18日

提出者

13番 小野正二

6番 内山さとこ

8番 島崎義司

18番 石井一徳

20番 与座武

22番 山本あつし

24番 露木正司

武蔵野市議会議長 近藤和義 殿

## 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事等の「次々販売」が繰り返されたり、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えない。このようなクレジット被害は、クレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みである。今回の改正において、消費者に対して安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、武蔵野市議会は、国に対して、割賦販売法改正に当たっては以下の事項を実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除となる場合は、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- 3 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月 日

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣

— あて